

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	39 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 53 年 7 月ごろ、国民年金に任意加入し、その後、送られてきた納付書により、引き続き国民年金保険料を納付していた。

引っ越しをした際にも、その都度、住所の変更手続きを行い、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまで、継続して国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料の納付をやめる事情は無いし、国民年金の資格の喪失手続きを行ったことも無く、私の国民年金手帳にも、申立期間中に国民年金の資格を喪失した記録は記入されていないにもかかわらず、申立期間が未納及び未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、婚姻した昭和 53 年 7 月に国民年金に任意加入した後、国民年金第 3 号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金に任意加入した後、国民年金保険料を引き続き納付していたとしており、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間の始期に居住していた市の被保険者名簿には、昭和 57 年 11 月の日付で資格喪失したこととされているため、申立人が、申立期間のうち同年 4 月から同年 10 月までの保険料を納付していたと考えても、特段不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を提供していたとするその

夫は、申立期間の前後を通じて、仕事に変更は無く、収入が安定していたものと推認できる。

- 2 一方、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまで、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間の始期に居住していた市の被保険者名簿には「喪失申出」の記載があり、申立人の任意加入被保険者としての資格は、57 年 11 月に喪失していることが確認できることから、申立期間のうち、未加入期間である同年同月から 63 年 3 月までの保険料を納付することはできない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

私の国民年金の加入手続は、市役所から年金手帳が送付されてきたのをきっかけに、母親が行ってくれた。私は当時大学生だったので、申立期間の国民年金保険料についても、平成4年3月か4月ごろ、母親が別送された納付書を使い、市役所か金融機関でまとめて納付したと聞いている。

その後、母親が平成4年度からの免除の申請を行ってくれ、就職後、自分の給料から母親へお金を渡し、免除が認められた期間の国民年金保険料を追納してもらったことにより、保険料の未納がないと認識していた。母親がまとめて納付してくれた申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

20歳のころ、市役所から年金手帳が送付されてきたことを契機に、母親が国民年金の加入手続を行い、別送されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したとする主張について、申立人が申立期間当時居住していた市では、平成12年度ごろまで、国民年金加入の届出がなく、第1号被保険者に該当する対象者に対して、年金手帳を送付した後、納付書を追送していたことが確認できることから、特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間が1回、かつ9か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「息子（申立人）の国民年金の加入手続をした際、未納である期間の保険料について、夫（申立人の父親）へ相談した後に、銀行からお金を引き出して納付した。」と述べており、申立人の父親からも、「妻（申立人の母親）から、会社に電話があったので、

納付するよう伝えた。その時期は、平成4年3月か4月であり、娘（申立人の姉）の大学卒業のころであったので、鮮明に記憶している。」旨を説明していることから、申立人の母親は、申立てどおり申立期間の保険料を現年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 50 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 50 年 4 月まで

私は、高等学校を卒業後に就職したが、家庭の事情で昭和 45 年 8 月に会社を退職し、家業を手伝うことになった。退職後、私の父親から、私の国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付していると言われたことを憶えている。申立期間の保険料は、私の父親が家族の分と一緒に納付していたはずであり、私の両親と兄姉は、申立期間の保険料が納付済みになっている。申立期間が未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家業を手伝うために会社を退職した後、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人は父親から、「国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付している。」と言われたことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立期間当時、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間の保険料は納付済みである上、当時、申立人と同居し家業に従事していたその母親及びその兄姉についても、申立期間の保険料が納付済みとされていることから、同様に家業を手伝っていたとする申立人のみ国民年金が未加入で保険料が納付済みとされていないのは不自然である。

さらに、申立人の姉は、「父親が家族の保険料と一緒に妹の分も集金人に納付していたと思う。」と証言している上、申立期間当時、申立人が居住し

ていた市では、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたと考えられることから、その証言に不自然さはない。

加えて、当時、家族の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、その妻とともに国民年金制度創設時から国民年金に加入し、保険料をすべて納付している上、申立人の兄弟についても国民年金加入後の保険料をすべて納付していることから、その父親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、国民年金制度を知り、市役所の支所で国民年金の任意加入手続を行った。その際に、窓口で国民年金保険料を納付した。加入手続後もずっと保険料を納付していたと思う。また、申立期間②の保険料については、督促状が送付されてきたので、銀行又は郵便局で納付した。私は、申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、督促状が送付されてから納付したと述べているところ、申立人の特殊台帳によれば、昭和54年度及び55年度の未納期間分の納付書が発行され、54年度については、過年度納付したことにより年度内の保険料がすべて納付済みとなっていることから、納付意欲の高かった申立人が、3か月と短期間である申立期間②の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和36年4月ごろに、市役所の支所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年9月に職権により払い出されていることが確認

できる上、申立期間①直後の 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が、43 年 3 月に過年度納付されていることを考え併せると、申立人の国民年金手帳記号番号が職権で払い出されるまでは、申立人が国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①当時居住していた市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立人が昭和 36 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年10月までの期間及び43年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から42年10月まで
② 昭和43年9月から同年12月まで

私は、昭和35年に、近隣に住んでいた知人に教えられて、町役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が、町役場で一度にまとめて追納したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足前に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立期間①及び②を除く申請免除期間の国民年金保険料を追納している上、申立期間①及び②を除き、60歳に到達するまでの期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の二男は、「私が中学生のころ、母親が、国民年金保険料を納付していなかった期間について、その納付していなかった当時の安い金額で保険料を納付することができてよかったと私に話し、大変喜んでいたことを憶えている。私は、中学校を卒業すると同時に実家を離れたので、母親からその話を聞いたのは、私が中学生のころで間違いないと思う。」と証言しているところ、申立人の二男が中学生であった昭和44年度から46年度までの期間は、申立人が、申立期間①の保険料を追納することが可能な時期である上、当該期間の保険料額は、申立期間①当時の保険料額と比較して高くなっていることから、申立人の二男の証言は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

さらに、申立人の二男が中学生当時の申立人の夫の職業及び収入について、申立人の長女の具体的な証言によると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を追納するだけの資力を有していたものと推認できる上、申立人の二男が中学生であった昭和 44 年度から 46 年度までの申立人及びその夫の保険料は納付済みとされていることから、申立人が、その時点で追納することが可能であった申立期間①の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

加えて、昭和 42 年 11 月から申立期間②直前の 43 年 8 月までの国民年金保険料は 52 年 11 月に追納され、申立期間②直後の 44 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 54 年 1 月に追納されていることが確認できることから、保険料の納付意欲等が高かったと認められる申立人が、4 か月と短期間である申立期間②の保険料を追納したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 57 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 58 年 3 月に妻と一緒に市役所で入籍手続きを行い、併せて国民年金の加入手続きを行った。その際に、窓口の職員から半ば強制的に 20 歳からの国民年金保険料が未納になっているため、納付するように言われた。20 歳からの未納期間の保険料額は 30 万円と言われたが高額であったため、帰宅後に父親に相談したところ、結婚したのだから、納付すべきものはすべて納付しなければいけないと、お金を準備してくれたので、後日夫婦で同市役所に出向き、私の 50 年 2 月から 58 年 3 月までの期間の 98 か月分と妻の 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間の 4 か月分の保険料を合わせて 30 数万円さかのぼってまとめて納付した。その際に、領収書はもらわなかったが、役所を信用しており特に疑問に思わなかった。私は、窓口職員から、さかのぼって納付できる保険料は 2 年間分のみという説明は全く受けておらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月の結婚を契機に国民年金に加入するとともに、国民年金保険料の納付義務を果たすことを決意して、20 歳以降の未納分として 50 年 2 月から 58 年 3 月までの保険料を一括して納付したと主張しているところ、その加入動機及び保険料の納付動機は明確かつ自然である上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は同年同月に加入手続きを行ったものと考えられることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は市役所で 20 歳から未納となっていた過年度保険料をさかのぼって納付し、その際に、領収書はもらわなかったと主張しているところ、申立人の市の記録では、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの 12 か月分の過年度保険料が既に納付済みとなっている事実が確認できる上、当時、国民年金保険料が時効後に納付されていた事例が散見されることから、申立人が、市役所で申立期間を含む過年度保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間を含めて過年度納付したとする国民年金保険料額は実際に納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立人が申立期間の保険料を納付する際に同行したとするその妻は、申立内容に相違は無い旨証言しているとともに、申立人の父親も、「当時、息子（申立人）に、20 歳から結婚するまでの納めていなかった国民年金保険料を納めるようにと、まとまったお金を渡した。後日、納めていなかった保険料をすべて納付してきたと聞いた。」旨証言している上、納付を勧めた父親は、妻と共に国民年金制度創設時から 60 歳まで保険料を納付しており、納付意欲が高く、その証言は信憑性が高い。

加えて、申立人は申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その上、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料は、納付したと考えられる昭和 58 年 6 月の時点では既に時効のため納付し得ないことから還付の対象となるが、これが還付された事実は認められず、当該時点から既に 20 年以上が経過しており、保険料相当額が長期間国庫歳入金として取り扱われていたものと考えられることなどを踏まえると、申立人の国民年金に対する受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 2 月に自分で商売を始めるにあたり、町役場で国民年金の加入手続を行った。一時期、国民年金保険料を納付していない期間もあったが、同業者が罹病したのをきっかけとして年金の大切さを知り、保険料の納付を再開した。申立期間の保険料については、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付書により金融機関で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では、納付書により金融機関で保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとするその妻は、申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間後、60 歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間及び任意加入して保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間及び53年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から同年12月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月

私は、昭和38年2月ごろ、国民年金の加入手続を区役所で行ったが、就職が決まったため国民年金保険料を納付することなく、すぐに取消の手続を行った。申立期間①について、同年8月に勤めを辞めた際、同区役所で再加入手続を行った。申立期間②についても40年1月に仕事を辞めた際、同区役所で同様の手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に来る集金人に3か月ごとに納付し、保険料の月額が100円から150円ぐらいと記憶している。申立期間③の保険料については、金額の記憶はないが、昭和43年10月に強制から任意へ種別変更の手続を行ってからも欠かさず納付していた。

申立期間①が未加入期間とされ保険料が未納になっていること、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間においては、同一月に被保険者資格の取得及び喪失を行った昭和38年2月のほかには、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はない上、申立人は、その元夫が43年10月に厚生年金保険の被保険者となったことに伴う国民年金被保険者資格の種別変更手続、及び申立人自身が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴う国民年金への再加入手続等を行っていることが確認できることから、年金への意識が高かったものと認められる。

2 申立人が集金人と一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の元夫については、申立期間②の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和 40 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を辞めた際、国民年金へ再加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、いずれも同年同月となっていることに加えて、同年 4 月から昭和 40 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、遅くとも同年度中に再加入手続を行ったものと推認され、当該手続時点において、申立期間②の保険料を納付することは可能であったものと認められる上、申立期間②については、3 か月と短期間である。

3 申立期間③当時に申立人が居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表から、昭和 53 年度の申立人の国民年金保険料の収納方法は納付書によるものと認められること、及び申立期間③において申立人の住所に変更はないことから、申立期間③の保険料については、納付書が送付されて納付することが可能であったものと認められ、長年にわたり任意加入を継続しながら 1 か月分のみ未納とするのは不自然である。

4 一方、申立期間①について、申立人は昭和 38 年 8 月に厚生年金保険適用事業所を辞めた際、国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録では、同年 2 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後において、再び被保険者資格を取得したのは、いずれも 40 年 1 月となっていることに加えて、申立人の国民年金手帳では国民年金検認台紙の昭和 38 年度分のみが切り離されずに残っていることを考え合わせると、申立期間①に係る再加入手続を行ったとは考え難く、国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人の元夫も申立期間①については、国民年金に未加入とされている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私が学生だった20歳のころ、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が家族4人分をまとめて納付したはずであり、私の両親及び兄は、納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料は納付済みである上、申立期間当時、同居していた申立人の父親及びその兄も申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ国民年金が未加入で保険料が納付済みとされていないのは不自然である。

また、申立人は、20歳になるころ、家族と食事をしている時に申立人の母親から、「20歳になったら市役所で国民年金の加入手続をして、家族の分と一緒に保険料を納付するからね。」と言われたことを具体的かつ鮮明に記憶している上、兄も同様の証言をしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、その夫とともに国民年金制度創設時から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、申立人の母親の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3791

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年11月まで

私の国民年金の加入手続は、妹が市役所支所で行ったと思う。加入当初は、市役所支所や町内会館で国民年金保険料を納付し、途中から、自宅に来るようになった集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納又は申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和35年10月とされていることから、申立人の国民年金の加入手続は、36年4月の国民年金制度発足前に行われたものと推認され、申立人が、制度発足前に国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初から一度も国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、加入当初は、市役所支所又は町内会館で国民年金保険料を納付し、途中から、自宅に来るようになった集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住している市の広報誌によると、昭和36年4月から市役所支所で保険料の収納を行っていたこと、同年10月ごろから町内会館等において保険料の出張収納を行っていたこと、及び38年6月ごろから集金人による個別訪問により保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容と一致する。

さらに、申立人が国民年金に加入していた申立期間の記録は、平成21年9月までは、申立人の氏名が誤って記録されていたため、未統合であったことが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から50年3月まで

私は、昭和49年12月に会社を退職し、翌年の1月又は2月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

納付時期や納付金額については憶^{おぼ}えていないが、納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和50年1月又は同年2月に国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日及びその番号の前後の番号の被保険者の記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年4月から同年5月までの間であると推認でき、その時点において、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間直後の同年4月から同年9月までの保険料が納付済みとされていることから、申立人が、加入手続時点で納付することが可能であった申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納がなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年6月まで

私は、昭和52年12月の結婚を契機に、未納となっていた国民年金保険料を納付しなければならないと思い、その直前に町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に、窓口の担当者から、未納となっている保険料をさかのぼってまとめてすべて納付できると聞き、その場でその保険料額を計算してもらい、その後その保険料約5万円を未納期間がないようすべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和52年12月にさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、その時点で申立期間の保険料は本来時効のため納付できない期間であるが、申立人の特殊台帳によると、申立人が、同年同月に申立期間の保険料と一緒に過年度納付したとする50年7月から52年3月までのうち、50年7月から同年9月までの保険料は時効後に収納されていることが確認できることから、申立期間についても、さかのぼって保険料を納付していた可能性も否定できない。

また、申立人は、町役場でさかのぼって未納となっている国民年金保険料をまとめてすべて納付したと主張しているところ、当時、同町役場では過年度納付書を発行し、町役場内に設置されていた金融機関で保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人が過年度納付をしたとする国民年金保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その記憶は具体的かつ鮮明であるとともに、保険料

が時効後に収納されていた実例が散見されることを考え併せると、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの納付記録について、特殊台帳では過年度納付となっているが、オンライン記録では現年度納付とされており、特殊台帳とオンライン記録が異なっていることから、行政側の記録管理の不備が認められる。

加えて、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料は、納付したとする昭和 52 年 12 月の時点では既に時効のため納付し得ないことから還付の対象となるが、これが還付された事実は認められず、当該時点から既に 30 年以上が経過しており、保険料相当額が長期間国庫歳入金として取り扱われていたものと考えられることなどを踏まえると、申立人の国民年金に対する受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 6 月までについては、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年1月までの期間、53年4月、同年5月、54年1月から同年3月までの期間及び55年4月から57年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から53年1月まで
② 昭和53年4月及び同年5月
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 昭和55年4月から57年1月まで

私が20歳を過ぎたころ、当時同居していた母親が私を伴って実家近くの市役所支所に出向き国民年金の加入手続きを行ってくれたが、国民年金保険料については、しばらく納付していなかった。その後、他区に購入したマンションに転居したことにより、母親と別居することになった。転居後の区から保険料の未払通知が届いたので、区役所に行くと今までの未納の保険料を一括で納付できると言われたので、具体的な額や時期などについては憶^{おぼ}えていないが、申立期間①の保険料をまとめて納付した。

申立期間②及び③についても、引き続き国民年金保険料を納付してきたはずである。

また、申立期間④の国民年金保険料についても、これから生まれてくる子と二人で生きていこうと決意しており、人一倍年金にも関心をいただいたので、未納にするはずがない。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 転居前の市で国民年金の加入手続きを行った後、転居後の区から未納の国民年金保険料を一括で納付できる旨の通知があったことを契機に、申立期

間①の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳番号は転居前の市で払い出されたことが確認できる上、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入状況等から、申立人の国民年金加入手続時期は昭和 53 年 2 月前後と推認できること、及び申立人が所持している年金手帳では同年 5 月に同区へ住所変更手続をしたことが認められることから、当該通知は同年 7 月から始まった第 3 回特例納付に関する同区からの通知と考えられ、不自然な点は見当たらない。

ちなみに、このことは、同区では、国民健康保険のみに加入し、国民年金には加入していなかった者に対して、国民年金の加入勧奨を行い、第 3 回特例納付の実施に当たっても、広報誌等で周知を図ったほか、過年度納付だけでは過去の国民年金保険料を納付できない者に対しては、窓口で特例納付を案内していたと説明していることから裏付けられる。

また、申立期間①の国民年金保険料について一括納付したにもかかわらず、申立人はその額の記憶がないとしているが、申立人は、当時、A（職業）等により定期的に高額収入を得ており、経済的にも余裕があり、マンション購入に当たっても、容易に金融機関の融資を受けることができたことと述べていることから、特段不自然さは見られない。

- 2 申立期間④について、その前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳に申立期間④の一部である昭和 56 年度の国民年金保険料に係る過年度納付書が送付されたことをうかがわせる記載が認められることに加え、申立人は、申立期間④の後において 20 年以上にわたる国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、自宅と実家間の転居に伴う住所変更手続も適切に行っていること、及び申立人は申立期間当時、妊娠中であり、子供と二人で生きていこうと決心した時であると述べていることを考え併せると、年金に対する意識が高かったものと認められる。
- 3 申立期間②及び③については、それぞれ 2 か月、3 か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料は納付済みであり、保険料の納付が困難であったと考えられる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、国民年金制度の開始と同時に私の母親と共に国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付については、私の母親が行った。当時、私の居住した地域では納税組合が保険料の集金を行っており、私は、母親が、「国民年金保険料の納付を怠ると地域の中で仲間はずれにされてしまうので、気をつけなければいけない。」と言っていたことを記憶している。母親が自分自身の保険料を納付しながら、私の分を 3 年間も納付しなかったとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の開始と同時に、その母親が自身と申立人の加入手続を行い、集金に来た納税組合の会計係に国民年金保険料を納付したと説明している。この説明については、申立人とその母親の国民年金手帳記号番号が昭和 36 年 1 月に連番で払い出されていることが確認できることに加え、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、現に同年 4 月から保険料の納付を開始し、申立期間を含めて国民年金加入期間における保険料をすべて納付していることから、不自然さは見られない。

また、母親から国民年金保険料の納付を怠ると地域の中で仲間はずれにされてしまうので気をつけなければいけない旨を聞かされたとする申立人の記憶についても、申立人が申立期間当時に居住した地域における被保険者の保険料の納付意欲の高さをうかがわせる説明として信用できることを考え併せると、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然であ

る。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間にほぼ近接する昭和 43 年度について、平成 21 年 11 月になって未納から納付済みに訂正されていることが確認できる。これは、申立人のオンライン記録及び特殊台帳では未納とされていたものが、申立人が昭和 43 年度の検認印が押されていた国民年金手帳を所持していたことにより記録訂正に至ったもので、当該期間の記録管理は申立期間と同一の町、同一の管轄社会保険事務所（当時）において行われていることから、申立期間当時においても行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から4年8月まで

私は、平成3年12月に留学先から帰国し、しばらくして父親に国民年金の加入を強く勧められたので、4年の夏ごろに、市役所に行き国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、後日届いた納付書により、私の父親が金融機関でさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続後に申立人の父親が金融機関でさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年8月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人の父親がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「当時、夫から、娘（申立人）の国民年金保険料を、まとめて納付してきたと聞いた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの期間、59 年 1 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 47 年 10 月に結婚したことを契機に、国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、1 か月あたり 5,000 円から 6,000 円程度の保険料を、元夫名義の銀行口座から、口座振替により未納とならないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、口座振替により保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間①及び②当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①の前後の期間は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所やその元夫の仕事に変更がなく、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間①当時、申立人の元夫は厚生年金保険に加入し、その標準報酬月額から、申立人の保険料を納付できる十分な資力があったものと推認できる。

さらに、申立人の被保険者台帳では、申立期間①に近接する昭和 57 年度の記録について、任意加入期間にもかかわらず附則 4 条の印が押されているこ

とが確認できるなど、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえるとともに、申立期間①及び②はそれぞれ6か月及び12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和59年6月については、申立人は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金にいつ加入したかは定かでないものの、区役所で加入手続を行ったことを記憶している。国民年金保険料については、私の夫が送付されてきた納付書により、夫婦二人分をまとめて納付していた。「一人分の保険料だけを納付するようなことはなかった。」と、夫から聞いているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、申立人の夫が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人とその夫の保険料の納付日等の納付行動は、オンライン記録や国民年金被保険者台帳などからほぼ完全に同一であったことがうかがえることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みであることから、当該期間について申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 6 月

私が 20 歳になった昭和 43 年ごろ、勤めていた会社の雇用主が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、雇用主が私の給料から天引きし、私に代わって納付していたと雇用主の妻から聞いていた。申立期間②の保険料については、私が金融機関で口座振替により納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を雇用主が給料から天引きし、申立人に代わって納付していたと主張しているところ、申立人が所持している当時の給料支払明細書には、「厚生年金」の名目で保険料が控除されているのが確認でき、当時、同社は厚生年金保険適用事業所ではないことから、国民年金保険料が控除されていたものと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人が勤めていた会社の同僚は、申立期間①の国民年金保険料は納付済みとなっており、自分で納付した記憶がないので、雇用主が納付してくれたのだと思うと証言している。

さらに、申立期間②について、申立人の特殊台帳によると、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの納付書が申立人に対して送付された形跡があることから、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料のみ納付して、同年 6 月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は、申立期間を除いて国民年

金保険料をすべて納付している上、任意加入している期間も見られるとともに、申立期間①は3か月及び申立期間②は1か月といずれも短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められ、51年6月から52年1月までの期間、53年6月、同年7月及び61年2月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月から同年10月まで
② 昭和51年6月から52年1月まで
③ 昭和53年6月及び同年7月
④ 昭和61年2月から62年1月まで

私は、第二子を出産した昭和48年ごろに国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、夫の分と一緒に免除の申請を行ったが、免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②、③及び④の保険料については、自宅に来ていた集金人に私が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、いずれも未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の特殊台帳では、申立期間①の期間に全額免除を意味する表示が記されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、一緒に免除の申請を行ったとする申立人の夫は、申立期間①は申請免除となっている上、当該期間は4か月と短期間である。

さらに、申立期間②、③及び④の国民年金保険料について、申立人が集金人に夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間②、③及び④については、それぞれ8か月、2か月及び12か月と短期間である上、申立人は、その前後の加入期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和48年7月から同年10月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められ、51年6月から52年1月までの期間、53年6月、同年7月及び61年2月から62年1月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年10月まで

私は、20歳になったころに国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により金融機関でさかのぼって納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後に、送付されてきた納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、当時、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関は存在しており、保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、その当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所（当時）から未納者に対して、少なくとも年1回は納付書を発行することとされており、申立人は、申立期間についての納付書を受け取っていたものと考えられるとともに、申立期間直後の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料について納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月、同年7月及び61年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月及び同年7月
② 昭和61年2月から同年12月まで

私が、昭和48年ごろに会社退職後、私の妻が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、いずれも未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②については、それぞれ、2か月及び11か月と短期間である上、その前後の加入期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間①については、オンライン記録では、納付記録の訂正が行われていることが確認できることから、当時、行政側の事務処理又は記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3803

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 5 月に会社を退職した際、会社の上司が国民年金の加入手続を行ってくれた。退職後においては、母親の収入に加え、自分も就業し収入を得ていた。申立期間の国民年金保険料については、納付書で市役所か市内の金融機関で納付したことしか思い出せない。しばらくの間、保険料の領収書を保管していたが、国民年金手帳さえあればいいと思い、6 年くらい前に捨ててしまった。申立期間の保険料は間違いなく納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月に結婚をした後も引き続き任意で国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが認められ、このように保険料の納付意欲が高かった申立人が申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考え難い。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、前後の国民年金保険料は納付済みであることに加え、申立期間の前後を通して申立人の住所等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年に町内会役員に国民年金の加入を勧められ、夫婦一緒に加入手続を行った。その後、時期は定かではないが、年金受給資格を得るために必要となる月数分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付しており、それ以来、保険料が未納とならないように集金人に納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた地区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間はいずれも 3 か月と短期間である。

また、申立期間①及び②について、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の仕事に変更はなく、経済状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の被保険者台帳では、第 3 回特例納付により、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を 55 年 6 月に納付した記録となっており、その時点では申立期間①の保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間①の保険料は、当該特例納付により納付した保険料額よりも安価であることから、申立期間①の保険料を納付していなかったとするのは不

自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間、61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 3 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 3 年 2 月

私は、昭和 36 年に町内会役員に国民年金の加入を勧められ、夫婦一緒に加入手続を行った。その後、時期は定かではないが、年金受給資格を得るために必要となる月数分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付しており、それ以来、保険料が未納とならないように集金人に納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた地区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間はいずれも 3 か月と短期間である。

また、申立期間①及び②について、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の被保険者台帳では、第 3 回特例納付により、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 55 年 6 月に納付した記録となっており、その時点では申立期間①の保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間①の保険料は、

当該特例納付により納付した保険料額よりも安価であることから、申立期間①の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間③については、1か月と短期間であるとともに、一緒に納付していたとする夫の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は平成3年3月に高齢任意加入手続を行ったことが確認でき、その前月である申立期間③の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年3月まで

私が20歳になった当時、私の母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の母親が自身の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。私が所持している国民年金手帳に記載されている氏名が誤記載されていることもあり、記録管理に疑いがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間の一部の期間の保険料額が申立期間直後の保険料額よりも安価であったことを考慮すれば、その時点で申立期間の保険料を過年度納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、その母親が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、国民年金制度創設期から自身が60歳に到達するまで保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識が高かったと認められる母親が、自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳及び特殊台帳には、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである上、国民年金に任意加入している期間があるとともに、付加年金に加入して

いる期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和49年2月に区役所で私の国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により区役所の窓口か金融機関で納付していた。未納期間がないように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付書により区役所の窓口か金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、納付書により区役所の窓口及び金融機関で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和49年2月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月2日から同年3月1日まで

ねんきん特別便及び社会保険事務所（当時）で確認したところ、申立期間に係るA社B工場から同社本社へ転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。会社の在職証明書及び転勤の履歴が記入されている職員票を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、C健康保険組合の記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和29年2月2日に同社B工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年10月1日から37年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年10月1日に、資格喪失日に係る記録を37年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、34年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年9月までは1万円、同年10月から37年1月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から37年2月1日まで

私は、昭和33年4月1日から37年1月末まで継続してA社に勤務していたが、この期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に勤務したB社が保管する申立人の履歴書、申立人の妻及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するなど被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

一方、オンライン記録では、A社は昭和34年10月1日に厚生年金保険

の適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 1 日までの期間については厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A 社が適用事業所となる前から勤務していた同僚の一人は、「私は、昭和 33 年 9 月ごろ入社したが、当初、社員は 4 名か 5 名ぐらいしかおらず、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。その後社員が増えた時に厚生年金保険に加入したのではないかと思う。」と供述しており、これらのことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社における申立人と同年代の同僚の申立期間に係る標準報酬月額から、昭和 34 年 10 月から 35 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 36 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 37 年 1 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており、また、死亡した事業主の妻は、当時の資料が無く確認できないため不明としているが、仮に、事業主から申立てどおりの申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 10 月から 37 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月21日から29年10月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を26年2月21日に、資格喪失日に係る記録を29年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、26年2月から27年7月までは4,000円、同年8月から28年10月までは5,000円、同年11月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月21日から32年3月31日まで
私、弟及び弟の同級生の3名で、C県のD町からE市に出て、当時、母方の親戚が経営していたA社に入社し、3名一緒に親戚宅に住み込んで働いた。弟は同社での勤務期間が厚生年金保険の被保険者期間として認められている。私についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟は、「申立人は、私と共に、A社に入社し、私の退職後も同社に勤務していた。」と述べており、同者は、昭和26年2月21日から29年10月30日までの期間において、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、A社の事業主の弟であったとする者は、「申立人は同社の正社員として勤務していた。」と述べている。

さらに、申立人が、共に親戚宅に住み込み、同一の業務に就いたとする弟の同級生には、昭和26年2月21日から29年8月1日までの期間において、

A社における被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人の後に、A社に入社し、申立人と同一の業務に就いたとするD町出身の2名にも同社における被保険者記録が確認できる。

また、申立人及び同僚が供述した申立人と同一の業務に就いていたとする人数と記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、A社においては、申立人と同一の業務に就いていたほぼすべての者が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A社は昭和29年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和26年2月21日から29年10月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同一の業務に従事していた同僚の当該期間に係る標準報酬月額から、昭和26年2月から27年7月までは4,000円、同年8月から28年10月までは5,000円、同年11月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA社は事業を廃止しており、事業主に確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年2月から29年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和29年10月31日から32年3月31日までの期間については、上述のとおり、A社は29年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、申立人が当時、A社の事業主であったとする者は既に死亡しており、B社の申立期間当時の事業主の所在も確認できない上、同社に申立人と同時に入社し、同一の業務に就いていたとする申立人の弟及び同僚も昭和29年10月31日以前に同社を退職しており、ほかの同僚も死亡又は連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の同年10月31日以降の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 29 年 10 月 31 日から 32 年 3 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年8月15日）及び資格取得日（27年4月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年8月15日から27年4月1日まで

昭和24年3月にA社に入社し、平成2年に退職するまで継続して勤務していた。しかしながら、同社C支店に勤務していた昭和24年3月から36年2月までのうち、26年8月15日から27年4月1日までの8か月間が空白となっているため、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社C支店において昭和24年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年8月15日に同資格を喪失後、27年4月1日に同社C支店において再度資格を取得している。

しかしながら、雇用保険の記録、B社が保管する個人カード及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、申立人が申立期間当時のA社C支店の従業員として名前を挙げた15名のうち、申立期間前に資格を喪失した4名を除く11名は、いずれも申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が継続している。

さらに、前述の15名のうち4名は、「申立人は自身と同様に正社員で

あり、仕事内容も同じであった。」と証言しているところ、B社は、「正社員については、厚生年金保険に加入させており、保険料の控除も行っていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年8月から27年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）C工場の事業主は、申立人が昭和25年9月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の同社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正6年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和25年9月20日から26年8月1日まで

私は、昭和16年にA社に人事担当として入社し、戦時中の中断はあるが、復員後再入社した22年12月1日から平成7年12月に顧問を退くまで、同社及び関連会社に在籍していた。

昭和25年9月20日にA社C工場へD係長として同社本部から赴任し、26年9月にE県のF工場に人事課長として転任するまでの記録が無く、社会保険事務所に何度か確認したが、同年8月1日から同年9月10日までの期間しか認めてもらえなかった。

当時の同僚も証言をしてくれるということなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿により、申立人が昭和25年9月1日に同社C工場D係長に任命され、同年9月20日に転勤辞令が出されたことが確認できること、及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社C工場に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社C工場における資格取得日は昭和26年8月1日となっており、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の資格取得日は同日と記録されている。

しかし、上記の被保険者名簿において、昭和 26 年 8 月 1 日に申立人を含む 2,770 人が被保険者資格を取得しているが、申立人の前後に資格を取得している者は、オンライン記録によると、いずれも A 社 C 工場における資格取得日が同日より前となっていることが確認できる上、当該被保険者名簿は、複数回書き換えられた形跡が認められる。

このことについて、G 年金事務センターは、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿の書換え時において、被保険者資格取得日欄に書換え直前の月額変更の日付を記載することがあった。」旨を回答している。

また、複数の同僚が「当時、A 社 C 工場には、約 3,000 名の従業員がいた。」と述べており、これらのことから、上記の被保険者名簿に記載されている昭和 26 年 8 月 1 日という日付は、資格取得日ではなく、当該被保険者名簿の書換えが行われる直前の月額変更の日付であると推認される。

さらに、当該被保険者名簿では、資格取得日又は喪失日の記載の無い記録が多数存在する上、同一の健康保険整理番号で複数の被保険者の記録が確認できるなど、A 社 C 工場に係る厚生年金保険被保険者の記録管理が充分になされていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 9 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の A 社 C 工場における昭和 26 年 8 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月5日から32年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を31年10月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月8日から32年7月16日まで

私は、昭和31年8月8日にA社に入社し、平成9年5月に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和32年7月16日となっているので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社の「1997年5月度定年退職者名簿」及び同社の社員データから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社（後継会社を含む。）で資格を取得している者のうち、入社日が確認できる者は、全員が入社後2か月ないし3か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人のA社での雇用保険の被保険者資格取得日は、入社して、約2か経過後の昭和31年10月5日であることが確認できる

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月5日から32年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

32年7月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社はこれを確認できる資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和31年8月8日から同年10月5日までの期間については、申立人の同僚は「入社当初は試用期間があった。」と証言しており、その同僚が所持している給与明細書では入社から4か月後に厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、上述のとおり、複数の者について、入社して2か月ないし3か月経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人のA社における雇用保険被保険者の資格取得日は昭和31年10月5日である。

このほか、当該期間における厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和31年8月8日から同年10月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から同年11月12日まで
私は、高校卒業後、職業安定所で紹介してもらい、A社に入社した。勤めていた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同姓同名で生年月日の同じ者が、昭和30年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月12日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金手帳記号番号払出簿では、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が、昭和30年11月1日にA社で年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者証（写）を所持しており、当該被保険者証に記載されている被保険者番号は、上記被保険者名簿の番号と一致することから、当該被保険者記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和30年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和24年4月1日から平成8年2月9日まで、申立てに係るグループ企業内での転勤を繰り返していた。厚生年金保険の記録では、昭和47年3月10日にD社からA社に出向した際の1か月間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保存する人事記録から判断すると、申立人は関連会社であるD社及びA社に継続して勤務し（昭和47年3月10日に、D社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における、昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D社の辞令書には、昭和47年3月10日にA社への出向が発令された記載とともに、同社の辞令書には同年3月10日にE係長を命ずる旨の記載、B社の辞令書には、同年4月1日において同社C支店の主事とする旨の記載があ

り、また、この発令日である同年4月1日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、36年12月から37年9月までは2万6,000円、同年10月及び同年11月は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年12月1日まで

私は、昭和23年5月にD社に入社し、31年10月1日に関連会社であるA社B工場に転籍した。また、同社C支社が新設される際に異動になり開設準備からかかわったが、36年12月1日から37年12月1日までの記録が欠落しているのは、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳記録及び同社50周年記念誌から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支社は昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B工場において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年11月及び同社C支社における37年12月の社会保険事務所（当時）の記録並びに同僚の同社B工場における申立期間の社会保険事務所の記録から、36年12月から37年9月までは2万6,000円、同年10月及び同年11月は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと思われると回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、昭和36年12月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月から37年11月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和30年4月にA社に入社し、同年6月ごろから同社B支店に勤務していた。時期は定かでないが、同社B支店はC社に社名を変更したことを記憶している。

しかし、勤務していた期間のうち、昭和35年7月1日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10名確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していた給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、当該給料支払明細書にはC社の社名が印字されていることから、申立期間において、申立人が勤務していた事業所はC社であったと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の給料支払明細書及び申立人のA社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とする必要がある。

一方、オンライン記録によれば、C社は、申立人の申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、上記の10名全員が、申立期間においても勤務していたと述べていることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B所における資格取得日に係る記録を昭和29年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から34年6月1日まで

昭和29年8月から34年5月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所（当時）からあった。

しかし、父は、26年5月から継続してA社に勤務していた。同社の在籍証明もあるので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の次男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社発行の在職証明書及び同社の保管する人事記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和29年8月1日に同社から同社B所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B所における昭和34年6月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届や事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定な

どのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和 34 年 6 月 1 日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 29 年 8 月から 34 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和36年5月から37年6月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月2日から37年7月1日まで

私は、昭和36年4月1日にB社に入社し、37年6月30日まで継続して勤務していたが、自分の年金記録が入社した日だけしかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している人事記録、同僚の証言及び申立人が所持していた写真から、申立人が申立期間にB社のグループ会社であるA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3名は、申立期間において、B社における厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、C社の人事担当者は、「申立人のみ厚生年金保険料を控除しなかった特別な理由は考えられない。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべ

き事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和 36 年 4 月 2 日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 5 月から 37 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の 36 年 5 月から 37 年 6 月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から33年7月までは7,000円、同年8月から34年7月までは9,000円、同年8月から36年6月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から36年7月1日まで

私は、昭和32年8月からA社B支店のC作業所でD職として勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は36年7月1日となっている。しかし、私は、同年6月に出産しており、出産直後に厚生年金保険に加入するのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社B支店C作業所に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、いずれもその記憶する入社時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立期間当時のA社B支店C作業所の労務担当係長は、「私が申立人を採用した。同社では、通常、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店C作業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社B支店における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和32年8月から33年7月までは7,000円、同年8月から34年7月までは9,000円、同年8月から36年6月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届やその後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和36年7月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る32年8月から36年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年1月6日）及び資格取得日（同年9月3日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月6日から同年9月3日まで

A社に入社してから、昭和42年8月16日まで継続して勤務していたにもかかわらず、34年1月6日から同年9月3日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社を同年1月に退職していないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和33年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年1月6日に同資格を喪失後、34年9月3日に同社において再度資格を取得しており、同年1月から同年8月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、申立期間後にA社の事業主になった者は、「自分が同社に見習いで入社した昭和33年ごろから1年半か2年ぐらい、申立人に工作機械の

仕事を教えてもらい、申立人は申立期間に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者期間が欠落している従業員は、申立人を除いて存在しないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年3月15日から同年8月1日までの期間については、事業主は、申立人が主張する同年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の当該期間についての厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月ごろから43年3月まで
② 昭和43年4月から同年9月まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社及びB社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。

A社は高校卒業後の最初の就職で、本店のC売場の販売員として勤務し、その後、事務の仕事を経験するためB社での仕事を決めてから退職した。両社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社の同僚として名前を挙げた同僚の当該期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の姓名と漢字が一字相違し、生年月日が1年相違（昭和24年生）する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（42年3月15日資格取得、同年8月1日資格喪失）が確認できる。

このことについて、申立人は、「申立期間①当時は、当該被保険者原票

に記載されている漢字を使用していた。」旨を述べている。

また、上記の被保険者原票における被保険者は、記載されている生年月日から、A社に入社した際は高校卒業前であることがうかがえるところ、同社の人事担当者は、「当社の新規採用は慣例的に高校卒業以上の者を採用していた。」と述べていることから、当該生年月日は、1年誤っていることがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、昭和42年3月15日に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和42年8月1日から43年3月までの期間については、申立人はA社で勤務した期間についての記憶が曖昧である上、同社での資格取得日が申立人と近い元社員8名に聴取したところ、回答のあった2名は、いずれも勤務店舗が異なるため、申立人のことを記憶していないとしていることから、申立人の当該期間における同社での勤務実態を確認できない。

また、A社は当時の資料を保管していないとしていることから、当該期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、B社の事業主は、在籍期間は確認できないものの申立人が同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主は、「当社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人はB社での同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から供述を得ることができない。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録をそれぞれ、昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月は6万4,000円、同年3月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は、申立人の昭和49年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、B社の事業主が同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の記録では、A社で昭和49年2月28日に被保険者資格を喪失し、B社で同年4月1日に同資格を取得したことになっているが、関連会社に異動しただけであり、空白が生じるはずが無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の証言及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が、「申立人は昭和49年2月28日まで当社に勤務していた。」と回答していることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年2月は6万4,000

円、B社における同年4月の社会保険事務所の記録から、同年3月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、B社の事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年3月1日まで

私は、昭和19年4月1日から20年2月28日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が無いため、社会保険事務所に出向いたところ「資格取得の記載のある厚生年金保険被保険者台帳が確認されたが、資格期間や報酬月額などの資料は戦災により焼失してしまったため、記録を回復する手続きができない。」とのことなので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、戦時中であり、働かないということは許されなかったため、A社を退職後、すぐB社に入社した。A社を退職後、すぐに東京大空襲があったことを記憶している。」と述べており、A社における勤務状況も詳細に記憶していることから、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していることが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同社で昭和19年4月1日に資格を取得していることが確認できるが、資格喪失日の記載は無い。

このことについて、社会保険事務所は、「A社に係る被保険者名簿は戦災により焼失しており、戦後復元されていない。このため、申立人の同社における資格期間や報酬月額が判明せず、記録を回復する手続きができない。」旨の回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務していたことを推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年3月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和37年4月1日に入社し、63年12月22日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、同社本社で51年3月31日に被保険者資格を喪失し、同年4月1日に同社B事業所において被保険者資格を取得したこととなっており、1か月間空白となっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により申立人の同社での資格喪失日が昭和51年3月31日

と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで
私は、昭和48年3月にA社に就職し、63年9月末に定年退職するまで継続して勤務していた。ねんきん特別便では、同社に勤務していた期間の被保険者記録が1か月欠落している記録となっていたが、同年9月の給与明細書により同年9月の保険料が控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社の総務担当者の供述から、申立人は昭和63年9月30日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和63年9月分の給与明細書を保管しており、その給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年9月分の給与明細書から34万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の保険料の納付義務の履行については、当時の資料が無く不明としているが、社会保険事務所（当時）におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年9月30日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和26年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係るB 渉外労務管理事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年11月1日から25年1月1日まで
③ 昭和26年2月2日から同年7月1日まで

私は、昭和23年3月1日から同年9月30日までの期間は、C養成所において、当該養成所の修了後、D施設に1か月ぐらい勤務し、23年11月から25年1月1日までの期間は、E基地に勤務していた。

また、昭和26年2月2日から同年7月1日までの期間は、Fに勤務していた。

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、当該申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、B 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和26年2月1日資格取得、同年7月1日資格喪失）が確認された。

また、上記の被保険者名簿に記載されている年金番号は、申立人が申立期間以前に勤務した事業所に係る申立人の年金番号と一致することから、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録である

と認められる。

これらを総合的に判断すると、B 渉外労務管理事務所は、申立人が昭和 26 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人が提出した C 養成所の修了証及び写真により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、駐留軍従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」により、おおむね昭和 24 年 1 月 1 日を期して被保険者資格を取得させるとされている上、オンライン記録によると、A 渉外労務管理事務所 E 基地は同年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間②について、当該期間における A 渉外労務管理事務所 E 基地の資格取得者の複数名に照会したが、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務について確認することができない。

さらに、申立人は、A 渉外労務管理事務所 E 基地を退職してから 3 か月後に G 渉外労務管理事務所に勤務したと証言しているところ、申立人の A 渉外労務管理事務所 E 基地における資格喪失日である昭和 24 年 11 月 1 日の約 3 か月後の 25 年 2 月 2 日に G 渉外労務管理事務所において資格を取得していることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、H 防衛事務所も、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和26年2月16日から48年9月30日までの期間、A社に勤務し、同年10月1日にB社に出向したが、同年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が健康保険組合に届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（昭和48年10月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)のA社に係る昭和48年8月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を納付したかは不明としているが、A社が社会保険事務所及び同社厚生年金基金に届け出た健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に、資格喪失年月日が昭和48年9月31日と記録されており、事業主は資格喪失日について、同年10月1日と届

け出るべきところを同年9月31日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和52年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年5月31日から同年6月16日まで
社会保険庁(当時)から送られてきた「ねんきん特別便」によると、昭和52年5月31日にA社B事業場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月16日に同社本社で資格を取得したことになっている。

これは、社内の異動であり継続して勤務していることから、被保険者期間に空白が生じるはずがない。申立期間について、厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書、従業員経歴カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和52年5月31日に同社B事業場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和52年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を誤って行ったと回

答していることから、事業主が資格取得日を昭和 52 年 6 月 16 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が同年9月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年9月4日に同資格を喪失した旨の届出を、C社の事業主は、申立人が同年9月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、52年6月16日に同資格を喪失した旨の届出を、D社の事業主は、申立人が同年7月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月から44年3月までは1万6,000円、同年4月から45年5月までは2万2,000円、同年6月から46年5月までは2万6,000円、同年6月から47年7月までは3万3,000円、同年9月から48年1月までは3万6,000円、同年2月から同年8月までは4万8,000円、同年9月から49年6月までは6万円、同年7月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から50年6月までは7万2,000円、同年7月から51年9月までは10万4,000円、同年10月から52年5月までは11万円、同年7月から53年4月までは8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年5月1日から47年8月1日まで
② 昭和47年9月10日から48年9月4日まで
③ 昭和48年9月7日から52年6月16日まで
④ 昭和52年7月11日から53年5月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、申立期間④についてはD社にそれぞれ正社員として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、各申立期間について被保険者となっていないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ生年月日も同一の者が、昭和43年5月1日に資格を取得し、47年8月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ生年月日も同一の者が、昭和47年9月10日に資格を取得し、48年9月4日に同資格を喪失していることが確認できる。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ生年月日も同一の者が、昭和48年9月7日に資格を取得し、52年6月16日に同資格を喪失していることが確認できる。

申立期間④について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓で、平仮名の名前が漢字となっている生年月日が同一の者が、昭和52年7月11日に資格を取得し、53年5月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者記録はすべて、同一の被保険者番号になっていることから、同一の者の被保険者記録であると認められるところ、これらの被保険者記録は、申立人の申立期間に係る職歴についての供述と一致する。

これらを総合的に判断すると、これらの被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が47年9月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年9月4日に同資格を喪失した旨の届出を、C社の事業主は、申立人が48年9月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、52年6月16日に同資格を喪失した旨の届出を、D社の事業主は、申立人が52年7月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月から44年

3月までは1万6,000円、同年4月から45年5月までは2万2,000円、同年6月から46年5月までは2万6,000円、同年6月から47年7月までは3万3,000円、同年9月から48年1月までは3万6,000円、同年2月から同年8月までは4万8,000円、同年9月から49年6月までは6万円、同年7月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から50年6月までは7万2,000円、同年7月から51年9月までは10万4,000円、同年10月から52年5月までは11万円、同年7月から53年4月までは8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年 4 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 5 月から 23 年 9 月までは 600 円、同年 10 月から 24 年 3 月までは 2,100 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 24 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の被保険者記録によると、A 社で勤務した申立期間の加入記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 社に勤務したと述べているが、申立人が自身よりも先に入社したとして名前を挙げた 2 名の同僚が、同社に類似する名称の B 社において厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和 22 年 5 月 1 日資格取得、24 年 4 月 30 日資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の記録であり、B 社の事業主は、申立人が昭和 22 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年 4 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和 22 年 5 月から 23 年 9 月までは 600 円、同年 10 月から 24 年 3 月までは、2,100 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月14日から同年5月1日まで
厚生年金保険の記録によると、昭和40年4月の被保険者記録が欠落している。同年4月14日にA社B工場から同社本社に転勤になったが、申立期間において継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、申立人が、昭和40年4月14日に異動したと述べていること、及び申立人のA社本社における同僚が、申立人が同年4月中に転勤してきたと供述していることから、同年4月14日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月16日から同年5月1日まで

私は、A社に入社後、現在まで継続して勤務しているが、B社に出向していた期間のうちの昭和58年4月16日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和58年4月16日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和58年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和58年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方

が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同年4月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について当該被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月21日から同年12月21日まで

私は、昭和52年12月21日にA社に入社し、53年12月20日に結婚準備のため退職した。しかし、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の喪失日が同年11月21日と記録されている。厚生年金基金連合会（当時）が発行した支払義務の権利継承通知書には加入員資格の喪失日が同年12月21日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金の「厚生年金基金加入員証」によると、申立人は、同基金で昭和52年12月21日に加入員資格を取得し、53年12月21日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、厚生年金基金連合会に支払義務の継承が行われたことが確認できる「年金支給義務承継通知書（はがき）」に、申立人が昭和52年12月21日に加入員資格を取得し、53年12月21日に同資格を喪失している記載がある。

加えて、厚生年金基金の記録がそきゅうして訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式ではなかったとする事実も認められな

い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 53 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 10 月の社会保険事務所の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで
大学生のころ、母親から、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付をしてくれたということを言われたのを憶えている。

私は、金額、納付方法、納付場所等はわからないが、母親が話したことを信じているので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続はそのころに行われたものと推認でき、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に継続して居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年は学生であったが、区役所から納付書が送られてきたので、私の母親が金融機関で私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年は学生であったが、区役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているところ、当時、学生は国民年金の強制加入の対象外であり、任意加入していない学生に対して、市が職権で納付書を送付することは考えにくい。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶はない上、申立期間当時の保険料額や納付時期についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年3月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の資格取得日は同年2月とされていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から49年3月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続は、時期や場所は不明だが、父親が行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料は、父親又は兄が、1か月ごとに信用金庫又は郵便局へ行き、私と兄の分を一緒に納付したと思う。申立期間②の保険料は、納付の督促があったため、昭和62年ごろに、私が、信用金庫へ行き、納付書に8万円ぐらいを添えて、6か月分をさかのぼってまとめて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その父親又はその兄が、申立人及びその兄の申立期間①の国民年金保険料を一緒に納付したと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したとするその父親は既に他界している上、同期間の保険料を納付したとするその兄は、申立期間①当時の保険料の納付方法や保険料額についての記憶が無いことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和49年10月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間①の過半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、同一市内

に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 62 年ごろに、申立期間②の国民年金保険料 6 か月分をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立期間②直後の 61 年 10 月から 62 年 3 月までの 6 か月分の保険料が平成元年 1 月に過年度納付されていることが確認でき、申立人は、保険料をさかのぼってまとめて納付したのは 1 回だけであるとしていることから、申立人が納付したのは、この期間の保険料であったと考えるのが合理的である上、申立人がまとめて納付したとする金額も、実際に申立期間②の保険料をまとめて納付した場合の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 39 年に市役所で転居の届出を行った際に、併せて国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、当初は、同市役所で 100 円を納付しており、しばらくしてから集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、当初は市役所で 100 円を納付し、しばらくしてから自宅に来るようになった集金人に納付していたと主張しているが、申立人は申立期間当時の保険料の納付時期、納付方法等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は 20 歳になった昭和 39 年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、43 年 2 月と推認でき、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人と、当時同居していた申立人の二人の兄についても、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納となっている上、保険料の納付開始時期も申立人と同じ昭和 43 年 4 月となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 12 月まで

国民年金保険料未納の通知が届いたため、私の父親が昭和 63 年 12 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、未納となっていた期間の保険料を納付書で一括して支払ってくれた。

父親が送付された未納の通知に従って、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 63 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行い、未納となっている期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親も必ずしも記憶が定かでないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期、この手帳記号番号に近い任意加入被保険者の加入状況等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成 3 年 3 月と推認でき、申立期間は、その時点では時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間前後を通じて同一区内に居住している申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、申立期間当時においては、結核のため夫と共に療養所に入所していた。退院後においては、夫婦共に収入が無く国から生活保護を受けていたことにより、国民年金保険料の納付を要しない期間とされている。

申立期間についても、大部分が療養所に入所していた期間であり、国から生活保護と同じような援助を受けていたので、法定免除期間に該当するはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入履歴にある法定免除期間については、当時適用された国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条において、「被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。」と規定されていることから、申立人は、申立期間後の昭和41年1月から43年6月までの期間及び同年10月から44年5月までの期間について、同法第89条第2号に規定されている生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助等を受けるときに該当するものとして、法定免除されたものであることが推認できる。

一方、申立期間のうち、その大半を占める昭和36年5月から40年10月までの期間については、申立人の説明及び提出された資料から療養所へ入所し結核の療養を受けていたことがわかるものの、上記に述べたように国民年金法第89条による法定免除の要件を満たすためには、当該療養所へ入

所した事実があるだけでは足りず、さらに生活保護法による生活扶助を受けていたことが必要となるが、生活保護法では、第4条第2項において、「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる。」と規定されており、当該期間における療養形態が例えば旧結核保護法（昭和26年法律第96号）に基づく療養であった場合など、生活保護法が適用されないこともある上、生活保護法による生活扶助を受けていたかどうかについて、申立人の記憶が必ずしも定かではなく、申立人に対する当時の生活保護法の適用状況についても、関係機関に対して調査を行ったが、申立人が申立期間において、法定免除の要件である生活保護法に基づく生活扶助を受けていたことを確認できない。

また、申立期間当時、申立人が国民年金保険料の免除を受けていた可能性については、申立人が免除手続に必要な申請をした憶^{おぼ}えはないとしていることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年8月に払い出されたことが確認でき、申立期間当時において別の国民年金手帳記号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申請による免除を受けていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を受けていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料の免除要件に該当することをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を受けていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年8月まで

私は、平成5年4月に会社を退職後、市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、青色の年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料については、私が出張所の窓口で納付し続けており、その際に受け取った領収書は年金手帳にはり付けていたが、この手帳は次の就職先で紛失されてしまった。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成5年4月ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、青色の年金手帳の交付を受け、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が加入当初に交付されたとする年金手帳の色は申立期間当時のものと異なっている上、申立人は保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、申立人の国民年金の資格取得日は平成10年9月であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当時、申立人と同居していたとするその母親は、申立期間の保険料は未納となっており、申立人の兄は未加入となっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私が、引っ越した昭和36年ごろ、引越先の区で、兄が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、区役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたため、納付書が届く都度、私が納付書を区役所の出張所に持参し、1年間の保険料をまとめて納付していた。

申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、その兄が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとするその兄は、既に他界しているため、申立人の申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、郵送された納付書により、区役所出張所で納付したとしているが、同区において、保険料の納付書を被保険者に郵送する方法が開始された時期は、昭和45年4月であることが同区の広報紙により確認でき、そのことから、申立人が主張する保険料の納付方法は、申立期間当時、同区で実施されていた保険料の納付方法とは一致しないことに加え、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を受け取った記憶は無いとしているが、申立人が、申立期間の保険料を区役所出張所で納付するためには、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認する方法によるほか無く、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民

年金の加入手続日から申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和 40 年 5 月ごろであると推認され、その時点では、未加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月まで

私は、平成2年3月に、それまで経営していた会社を退社して、厚生年金保険の資格を喪失し、同年7月に別の会社を設立して厚生年金保険の資格を再取得した。この間の国民年金の加入手続は、いつごろか分からないが、同年3月に退社した会社の事務員が行ってくれたと思う。

厚生年金保険の資格を再取得した平成2年7月から1か月か半年ぐらいを経過するまでの間に、申立期間の国民年金保険料の納付書が夫婦二人分送付されてきたので、自宅近く又は勤務先近くの社会保険事務所(当時)で夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと思う。

私は、国民年金の未納があると、将来年金額が減ると思い、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、平成2年3月に退社した会社の事務員が行ってくれたと思うと述べるなど、申立人自身は、加入手続に直接関与しておらず、その手続を行ったとされる当時の会社の事務員にも確認ができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付書が夫婦二人分送付されてきたので、自宅近く又は勤務先近くの社会保険事務所で夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと思うと述べているが、保険料を一緒に納付していたとするその妻も、申立期間の自身の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3817

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 47 年 2 月まで

私は、結婚後の昭和 43 年 1 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。現在所持しているのは、加入手続の際に発行された国民年金手帳保管証、及び後に勤務先から返してもらった黄土色の国民年金手帳である。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻が毎月 320 円ぐらいを女性の集金人に納付していた。手帳は市役所に預けてあったので、集金人から領収書を受け取ったが紛失した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 1 月ごろに申立期間当時住んでいた市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張し、それを証明するものとして、同年同月の加入手続の際に交付を受けたとする国民年金手帳保管証を提出している。しかし、同保管証の発行年月日は判断困難であるものの、45 年 7 月以降の月額保険料についての記載があるなど、その記載内容から昭和 45 年度以降に発行されたものと推認されることに加え、申立人が所持する国民年金手帳は、その様式から 46 年度以降に発行されたものであると認められることから、申立人は昭和 43 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい上、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、47 年 2 月から 3 月ごろと推認され、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は現在病気のため証言を得られないことに加え、申立人は、さかのぼって保険料をま

とめて納付したこと、及び別の国民年金手帳や同手帳保管証の発行を受けたことの記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も、申立人と同じく昭和 47 年 3 月から国民年金保険料の納付を開始していることを考え併せると、申立人は同年 2 月から 3 月ごろにその妻と国民年金に加入し、同年 3 月から夫婦二人分の保険料の納付を開始したものと考えるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年2月まで

私は、最初に勤めた会社を平成3年12月に退職後、両親に国民年金に加入するよう強く勧められ、次の会社に入社した4年3月までの間、あるいは次の会社に入社してから最初の給料日までの間に、区役所で国民年金の加入手続をし、失業期間中の国民年金保険料を納付した記憶がある。

私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った場所の記憶はあるものの、その時期をはっきり憶えておらず、申立期間の国民年金保険料を納付した場所や納付方法も憶えていないなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、平成3年12月の会社退職後から4年3月に入社して最初の給料日までの間に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことに加え、申立人の国民年金被保険者資格は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の22年2月16日に、申立人の基礎年金番号で取得されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 5 月まで

私は、昭和 46 年 4 月に、父親が経営する会社に就職した。

そのころ、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、私と同居し、父親の会社で一緒に仕事をしていた従弟の分と一緒に、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その父親も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居し、一緒に仕事をしており、父親が申立人の分と共に国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の従弟からも、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの証言を得ることができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月に払い出されており、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 11 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に夫婦で区役所に婚姻届を提出し、併せて国民健康保険の氏名変更を行った。この際に、夫婦二人とも国民年金に未加入であることを指摘され、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。手続に向いた区役所では、新庁舎の建替工事中だったと記憶している。

国民年金の加入手続後、年金手帳、さらに厚みのある未納分の国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたが、金額が多額のため納付することができず、結婚後の昭和 62 年 5 月から保険料の納付を始めた。

国民年金保険料については、自宅を訪れる集金人に私が夫婦二人分を納付していたが、集金の頻度や金額は憶えていない。私が不在の時は、同居していた義母が立替えて納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 5 月の婚姻届の提出の際に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が加入手続時に建替工事中だったと記憶している区役所庁舎については、63 年 8 月以降に工事に着手されたことが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月に連番で払い出されていることが確認でき、その番号に近く、かつ 20 歳到達直後に国民年金に加入している被保険者の加入状況などから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、同年 9 月ごろと推認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことに加えて、申立人は、国民年金加入手続

時においては、過去の国民年金保険料については多額であったため納付しなかったと述べていることを考え併せると、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3821

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 52 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年*月以降に、私の両親が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後の国民年金保険料については、当初、私が工場を兼ねた自宅に来ていた集金人に納付書により納付し、途中からは口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその両親は既に他界していることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から同年 10 月以降であることが推認されるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金に加入して以降、申立期間について同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで

昭和 36 年 3 月ごろ、私が、町役場で私と妻の国民年金の加入手続を行ったはずである。申立期間の国民年金保険料については、私が、町役場で夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ては、申立人の三男が申立人の代理で行っており、その三男は、昭和 36 年 3 月ごろ、申立人が、町役場で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人が、町役場で夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人は高齢のため、申立期間当時の状況について、申立人から直接聴取することができない上、その三男は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録には、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 11 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に夫婦で区役所に婚姻届を提出し、併せて妻の国民健康保険の氏名変更を行った。この際に、夫婦二人とも国民年金に未加入であることを指摘され、私の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。手続に出向いた区役所では、新庁舎の建替工事中だったと記憶している。

国民年金の加入手続後、年金手帳、さらに厚みのある未納分の国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたが、金額が多額のため納付することができず、結婚後の昭和 62 年 5 月から保険料の納付を始めた。

国民年金保険料については、自宅を訪れる集金人に妻が夫婦二人分を納付していたが、集金の頻度や金額は憶えていない。妻が不在の時は、同居していた母が立替えて納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 5 月の婚姻届の提出の際に申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が加入手続時に建替工事中だったと記憶している区役所庁舎については、63 年 8 月以降に工事に着手されたことが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月に連番で払い出されていることが確認でき、その番号に近く、かつ 20 歳到達直後に国民年金に加入している被保険者の加入状況などから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、同年 9 月ごろと推認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことに加えて、申立人は、国民年金加入手続時においては、過去の国民年金保険料については多額であったため納付しなかったと述べていることを考え併せると、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3824

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 53 年 10 月に国民年金に任意加入するを行った後、郵送された納付書により、毎月、国民年金保険料を郵便局で納付していた。

その後、時期は記憶していないが、1 年間ほど国民年金保険料を納付できない期間があり、その分の保険料を、さかのぼって一括して納付したことがあるが、それ以外の期間は、定期的に保険料を納付していた。

私は、納付すべき国民年金保険料は、すべて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月に国民年金に任意加入した後、定期的に、国民年金保険料を納付し、一時期、納付できない期間があったため、その期間の保険料を、さかのぼって一括して納付したことがあると述べているところ、申立人が申立期間当時居住していた区の被保険者名簿には「59. 10-61. 3 国庫金納付書発行社保依頼 61. 11. 25」との記載が見られ、オンライン記録においても、申立期間直後の保険料は、さかのぼって納付していることが確認できる上、申立人は、さかのぼって納付したのは 1 回のみとしていることから、申立人のさかのぼって納付したとする記憶は当該過年度納付のものと考えられる。

また、申立人が、上述の納付書で国民年金保険料をさかのぼって納付したと推認される同年 11 月の時点において、申立人が納付できる 59 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料は、すべて納付済みとされ、そのことから、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を一括して納付した期間

の始期までは、定期的に保険料を納付していたとしているが、申立人が、申立期間の保険料を引き続き納付していたとする申立人以外の証言を得ることはできず、申立期間の保険料を納付していたとする具体的な状況を裏付ける事情までをうかがうことができなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月及び同年5月

私は、昭和63年ごろに区役所で第3号被保険者の資格取得手続きを行い、その後も会社を退職するたびに、種別変更手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、平成14年4月に会社を退職後、すぐに区役所で種別変更手続きを行い、後日送付されてきた納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社を退職後すぐに種別変更手続きを行い、納付書により金融機関で納付したと主張しているが、申立人は、種別変更手続き及び納付金額等についての記憶が曖昧であることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月、平成 2 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月
② 平成 2 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①について、私は、昭和 61 年 2 月ごろ、主人の会社の担当者の方が、会社近くの社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料は、同会社の担当者が同社会保険事務所で納付してくれたと思う。

また、申立期間②について、私は平成 2 年 7 月から 1 か月か半年ぐらい経過するまでの間に、夫婦二人分の国民年金保険料の納付書の送付を受けたので、夫が自宅近く又は勤務先近くの社会保険事務所で夫の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれたはずである。

私は、申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないことに加え、加入手続等を行ったとされるその夫の会社の事務員から当時の加入状況等を確認できないため、申立期間当時の加入状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 61 年 2 月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得時期から、申立人は同年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることに加え、申立期間は任意の未加入期間であるためさかのぼって国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金

保険料を一緒に納付してくれたと述べているが、申立人の保険料を一緒に納付したとするその夫は、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納である上、オンライン記録では、平成5年2月24日に申立人の加入資格について国民年金第3号被保険者から第1号被保険者へ切替手続きが行われていることが確認できることから、申立期間当時は、第3号被保険者期間であり、保険料を納付することはできず、切替手続き時点においても、申立期間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和26年7月1日から27年8月1日までの期間、同年9月24日から28年4月13日までの期間及び同年6月17日から同年11月12日までの期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年8月1日から同年9月24日までの期間、28年4月13日から同年6月17日までの期間及び同年11月12日から29年9月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年9月30日まで

私は、昭和26年4月にA社に入社し、29年9月までC職として継続して勤務していた。

オンライン記録では何回か勤務先が変更になっているが、同じ会社で継続してC職として働いていたので、厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたので、同社の厚生年金保険被保険者であったはずであると述べている。

しかし、オンライン記録により、A社は昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人が、昭和26年7月1日から27年8月1日までの期間及び同年9月24日から28年4月13日までの期間はD事業所（現在は、B事業所）、同年6月17日から同年9月24日までの期間はE事業所（現在は、B事業所）に係る被保険者となっていることが確認でき、これらの記録は、B事業所が作成した被

保険者カード及びオンライン記録と一致している。

さらに、上記被保険者台帳から、申立人が昭和 28 年 9 月 12 日から同年 11 月 12 日までの期間は F 事業所に係る被保険者となっていることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間において共に勤務していたとする者も、申立期間のうちほとんどの期間において、B 事業所に係る被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

申立期間のうち、昭和 27 年 8 月 1 日から同年 9 月 24 日までの期間、28 年 4 月 13 日から同年 6 月 17 日までの期間及び同年 11 月 12 日から 29 年 9 月 30 日までの期間については、上述のとおり、A 社は適用事業所となっておらず、B 事業所が作成した被保険者カードにおいても、申立人は被保険者として記載されていない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月20日から33年5月1日まで
私は、昭和32年12月20日にA社へB職として入社したが、厚生年金保険加入記録では、資格取得日が33年5月1日となっている。
厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同日にA社に入社したとする複数の同僚の被保険者資格取得日は、昭和33年5月1日であり、申立人と同日であることが確認できる上、当該同僚のうちの1名は、「当時は、入社日と資格取得日は同じではなかった。」と述べている。

また、厚生年金保険の取扱いについて、事業主は「当時は試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 12 日から 33 年 2 月 1 日まで
私は、申立期間において、継続してA社又は同社の名称変更後のB社に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。

52 年前のことであり書類等はないが、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるため、調査して当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社又はB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和 31 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間において両社は適用事業所となっていないところ、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失し、B社における厚生年金保険の新規適用日に資格を取得している者が複数おり、このうち1名は、申立人が記憶しているB社の事業主であることが確認できる。

また、申立人と同様にB社において昭和 33 年 2 月 1 日に資格を取得している同僚1名は、「32 年から同社に勤務していたが、同社名の記載がある給与明細書を 33 年 2 月分から保管しているため、同年 1 月までは厚生年金保険料を控除されていなかった期間であると思われる。」旨を供述している。

さらに、申立人は、A社とB社は名称変更された同一会社であったと述

べているが、商業登記簿謄本によると、両社の代表取締役は異なる上、A社は昭和49年10月に解散し、B社は32年1月に設立されていることが確認できることから、両社が同一の会社であったとは考え難い。

加えて、両社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間における両社の事業主も死亡又は連絡先不明のため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月ごろから 44 年 4 月ごろまで
私は、昭和 42 年 10 月ごろから 44 年 4 月ごろまでA社のB職として勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白になっていることから、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人をA社に紹介した同僚の連絡先は不明な上、同社は既に解散しており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡していることから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除を確認できる証言や関連資料等を得ることはできない。

また、申立人は、同僚等の氏名を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者となっている複数の同僚によると、同社での厚生年金保険への加入は、C職やD職は強制的に加入させていたが、申立人と同じ業務内容であるB職については、希望する者のみ加入させていたと供述している。

さらに、当時の同僚からA社のB職の名前を挙げてもらったところ、上記の被保険者名簿で確認できない者が複数存在している上、複数の同僚が、申立期間当時にB職は130人程度勤務していたと供述しているところ、上記の被保険者名簿によると、厚生年金保険に加入しているのは半数に満たないことが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 42 年 4 月まで

私は、専門学校を卒業後の昭和 39 年 3 月から 42 年 4 月まで A 社に勤務していた。同社は当時から株式会社だったので厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び同僚の証言から、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 39 年 5 月から 42 年 4 月まで国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、A 社は昭和 46 年 10 月 25 日に解散しており、事業主の連絡先も不明であることから、同社及び事業主から申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 21 日から 37 年 2 月 10 日まで
② 昭和 37 年 2 月 27 日から 38 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 21 日から 43 年 4 月 30 日まで A 委員会に勤務していた。当時の記憶は無いが B 支局（現在は、C 委員会）等の厚生年金保険の被保険者記録がある。厚生年金保険料を徴収されていたか覚えは無いが、給料は A 委員会から毎月受け取っていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 委員会の総務担当者の証言から、申立人が申立期間において同委員会に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 委員会が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和 42 年 12 月 1 日であることが確認できることから、同委員会は、申立期間①から③までのいずれの期間においても厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上記の担当者は、「当時は、選挙が近づくとほかの委員会へ応援に行くことがあり、そのような場合は応援先の委員会の厚生年金保険に加入させていたが、A 委員会は、適用事業所ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A 委員会に所属し、申立人を自分の上司であったと証言している者も同委員会以外の勤務はしていないと証言しているが、この者も別の委員会で厚生年金保険の被保険者記録が確認できた。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、A病院で、昭和 43 年 9 月 1 日に資格を取得したことになるが、実際は、同年 6 月 1 日から勤務していた。仕事内容は、B職であった。入社から退職まで正社員で、仕事内容に変化も無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、C病院で、昭和 44 年 5 月 1 日に資格を取得したことになるが、実際は、同年 3 月 1 日から勤務していた。仕事内容は、B職及びD職であった。入社から退職まで正社員で、仕事内容に変化も無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人がA病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の複数の同僚が、「入社後数箇月間は、厚生年金保険に加入しなかった。」としていることから、A病院においては、採用後一定期間を経ってから厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

また、上記の同僚のうち1名は、「厚生年金保険に加入するまでは、保険料を控除されていなかった。」と証言している。

さらに、A病院は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保存していないとしている上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

申立期間②については、同僚の証言から、申立人がC病院に勤務してい

たことは推認できる。

しかしながら、当時の複数の同僚が、「入社後数箇月間は、試用期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。また、その間は保険料を控除されていなかった。」と証言している。

また、C病院は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保存していないとしている上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
オンライン記録によると、申立期間について、労働者年金保険被保険者としての記録が無いが、私は、昭和 17 年 6 月 1 日から加入していたはずである。当時、私はA社のB室で、C業務に従事していた。申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民労務手帳により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、「入社当初から、C業務に従事していた。」と供述している上、国民労務手帳の「職業名及技能程度欄」において、「昭和 17 年 7 月 27 日、D技術者（C業務）」との記載が確認できることから、申立人は筋肉労働者ではなかったと考えられ、この期間は労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日となっており、同年の厚生年金保険法改正に伴う適用範囲を拡大した対象者として取り扱われた旨の記載があることから、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの準備期間の後、同年 10 月 1 日をもって厚生年金保険の被保険者となったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月1日から19年10月1日まで
厚生年金保険の記録によると、昭和18年2月1日から19年10月1日までの被保険者記録が欠落している。

私は、昭和13年ごろから20年8月までA社B事業所に継続して勤務し、途中退職することもなく空白が生じるはずがない。申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の被保険者期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）による保険料徴収が開始された昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、18年2月1日に同資格を喪失しているものの、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）による保険料徴収が開始された19年10月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者になるとされているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人はA社B事業所において、昭和17年2月1日に資格を取得し、同年12月15日に資格を喪失しており、その資格喪失の原因として「職員」と記載されている上、申立人は、「昭和18年ごろに、工場の労働作業員から事務職に変わった。」と供述していることから、申立人は、筋肉労働者でなくなったため、17年12月15日に資格を喪失したものと認められる。

また、申立期間のうち昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間

は、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない期間である。

さらに、申立人は、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年5月ごろまで
私は、昭和13年6月ごろから20年5月ごろまでB駅前にあったA社にC職として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D市にあったA社E工場、F工場、G工場及びH市にあったI工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人及び申立人が記憶している上司の氏名は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚は名字のみのため同僚を特定できず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、A社は、申立人に係る人事記録等関係資料を保管していないことから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関し、すべて不明と述べている。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 15 日から 42 年 11 月ごろまで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 41 年 1 月 17 日にCとして入社し、同社本社での研修終了後の同年 8 月 15 日以降、3か所の店舗に一人で派遣されたが、研修期間しか厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 1 月 17 日から同年 8 月 15 日まではA社での研修期間であり、厚生年金保険の被保険者期間となっているのは研修期間だけであると述べている。

しかしながら、申立人と同日又は同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 4 名は、入社直後の研修について、研修内容は申立人の供述と一致しているものの、研修期間については 1 週間ないし 1 か月間だったと回答しており、申立人の供述と相違している。

また、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者期間は、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致しており、同僚についても雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が一致していることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について不明としている上、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 8 月 30 日まで
私は、社会保険事務所（当時）の職員から、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていると聞いた。
私は、当時、A社の事業主であったが、社会保険の手続は経理担当に任せており、このような訂正処理については行った覚えが無い。
標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 8 月 30 日）の後の平成 14 年 9 月 2 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の手続は経理担当に任せており、自分には行ってない。平成 14 年 8 月ごろに従業員を全員解雇して、その後は、私一人で会社をやっていた。」としているところ、当時の従業員は、「平成 13 年ごろに経理担当の社員が辞めてからは、社会保険関係の手続は、正社員ではなくパートタイマーが行っていたと思うが、手続について申立人が知らないはずがない。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
申立期間の標準報酬月額が低く下げられている。申立期間の標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 8 年 4 月から同年 11 月までは 30 万円、同年 12 月から 9 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 10 年 1 月までは 50 万円と記録されていたが、A 社が適用事業所でなくなった日（平成 10 年 2 月 28 日）の後の同年 3 月 2 日付けでさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間及び当該訂正処理が行われた日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「妻が社会保険関係の手続をしていた。」と供述しているものの、「申立期間当時、会社は厚生年金保険料を滞納していた。」とも述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与していながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から30年8月1日まで

私は、A社の解散に伴い昭和29年6月に退職した後、同じ建物内にあったB社に同年7月から32年6月まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚が「申立人をB社に紹介して入社させた。」と証言していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、前記同僚は、「B社では、勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。試用期間もあったと思う。」と証言している。

また、B社は既に解散しており、当時の役員についても連絡先が不明であるため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月上旬から 29 年 4 月 23 日まで
私は、昭和 28 年 3 月に C 高等学校（現在は、D 高等学校）を卒業後、同年 4 月に A 社 B 事業所に入社し、29 年 6 月 22 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社したのは、C 高等学校を卒業後であると述べているところ、D 高等学校は、申立人が C 高等学校を卒業したのは、昭和 29 年 3 月 8 日であると回答している。

また、A 社 B 事業所に昭和 28 年 4 月に入社した者の集合写真には、申立人は写っていない。

さらに、A 社 B 事業所に昭和 28 年 4 月に入社した者のうちの 1 名は、「同期の者に申立人はいなかったと思う。」旨の供述をしている。

加えて、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 25 日から 24 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。昭和 22 年 5 月に A 社に入社し、研修後、同社 B 営業所に勤務していた。申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社 B 営業所は、昭和 24 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が当時の上司であったと記憶する A 社 B 営業所長は、申立期間において同社における厚生年金保険被保険者としての記録が無く、同社における被保険者資格の取得日は、昭和 32 年 10 月 1 日となっていることに加え、他の上司及び同僚は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、申立期間における保険料控除の状況が確認できない。

さらに、申立期間当時における A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月12日から同年7月3日まで
② 昭和40年7月9日から同年7月24日まで

A局B支局(当時)内にある、船員職業安定所において失業保険金を受給中に、C県のD社が所有している船舶Eに乗船しないかと紹介された。船員手帳にあるとおり、昭和40年6月12日から同年7月3日までと同年7月9日から同年7月24日までの2回、FからG及びHに行きIに帰港するという航路で通信士として乗船していたが、年金加入記録に含まれていないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳から、申立人が申立期間①及び②において、船舶Eに乗船し勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社の申立期間当時の船員保険事務担当者は、「一時的な短期間の乗船勤務の場合は、船員保険加入手続を行っていなかった。」と証言しているところ、船舶所有者が記載することになっている申立人の船員手帳の船員保険関係欄には船舶Eに係る船員保険の資格取得日、資格喪失日及び標準報酬月額の記事が無いことから、申立人の船員保険加入手続は行われていなかったと推認される。

また、D社に係る船舶所有者被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人は、船舶Eに乗船した期間が短期間であったこと、船内においては職名で呼びあっていたことから、同僚の名前を記憶していないと述べており、同僚から申立人の保険料控除に関する証言を得ることができない。

加えて、D社は昭和53年以前の人事記録及び給与関係書類は処分した

としている上に、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間①及び②における給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月5日から24年4月1日まで

私は、船舶Aの船長の紹介で昭和23年8月5日にB社に入社し、同日にC港で船舶Aに乗船した。船舶Aに乗船していた同年8月5日から24年12月23日までの期間のうち、23年8月5日から24年4月1日までの船員保険被保険者の記録が無いので、この期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の乗船履歴証明書、就労記録及び申立期間に同社所有の船舶Aに乗船していた同僚の証言から、申立人が申立期間を含む昭和23年8月5日から24年12月23日までの期間において、同社の社員として、同社所有の船舶AにD職として乗船していたことが認められる。

しかし、B社が保管する船員保険被保険者カードの記録には、申立人が船員保険の被保険者資格を取得したのは、昭和24年4月1日と記載されており、同社に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、上記の被保険者名簿において申立人と同じ昭和24年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得したことが確認できる者2名に照会した結果、1名(当時D職)は、「船員保険の被保険者資格を取得したのは24年4月1日であるが、同社に入社したのは23年9月1日である。」と証言し、1名(当時E職)は、「同社に入社したのは20年9月ごろである。」と証言していることから、B社は必ずしも入社と同時に船員保険に加入させておらず、一定期間経過後にまとめて船員保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 24 日から 9 年 1 月 8 日まで

A社での厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成 9 年 1 月 8 日となっているが、私は、同社に 8 年 9 月から勤務していた。

平成 8 年分の源泉徴収票と給与の振込が確認できる預金通帳の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 8 年分源泉徴収票、預金通帳及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、平成 8 年分源泉徴収票によると、同年に控除された社会保険料等の金額は 4,628 円となっており、当該金額は、雇用保険料とほぼ一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、平成 8 年 8 月から同年 12 月までに資格を取得している者はおらず、9 年 1 月 8 日に申立人と共に 13 名が資格を取得していることが確認できるところ、同社は、「10 名を超える社員を同時期に採用したことはないと思う。」としており、当時一定期間に採用した者を、同日にまとめて加入させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月2日から41年2月1日まで
オンライン記録では、申立期間の記録が無いが、私は、昭和40年4月2日からA社（現在は、B社）にC職として勤務していた。私は、同社のD部次長の紹介により入社したので、最初から正社員であったと認識している。また、当時、子供がぜんそくだったため、入社後すぐに健康保険被保険者証をもらったと思う。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同じチームで勤務していたとする同僚は、「私は、入社してから約9か月後に厚生年金保険に加入した。ほかの従業員についても、入社後すぐには厚生年金保険に加入していないと思う。また、厚生年金保険に加入するまでは、給与から保険料を控除されていなかった。」と証言している。

また、当時の複数の従業員に実際の入社日を照会し、オンライン記録において入社日と被保険者期間を比較したところ、全員が、入社と同時ではなく、入社して3か月から11か月経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、当時の資料を保管していないとしている。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月24日から44年4月11日まで
私は、昭和24年4月にA社（現在は、B社）に入社し、34年10月から49年3月まで、社命により技術指導のためC国に派遣された。派遣されていた期間のうち44年4月から49年3月までは同社における厚生年金保険の加入記録がある。C国派遣中、日本にとどまった両親には家族手当が支給され、健康保険被保険者証が渡されていた。入社してから定年退職まで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてC国に派遣され、A社とC国の合弁会社であるD社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、申立人について、A社を退職扱いとした上でD社に移籍させており、申立期間において、雇用関係は無かったとしている。

また、上記の人事記録には、申立人は、「昭和34年10月23日派遣出発」、「44年4月11日再雇用」と記載されているところ、34年8月又は9月ごろ派遣者に説明された「D社派遣者取扱要領」によると、A社において派遣者に対する厚生年金保険の適用は、派遣を命じられた日までとするとされ、再雇用された時には、再雇用の日から適用するとされている。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 52 年 1 月 8 日から同年 5 月 12 日まで
③ 昭和 52 年 5 月 14 日から同年 8 月 10 日まで
④ 昭和 52 年 11 月 7 日から同年 12 月 25 日まで
⑤ 昭和 53 年 1 月 20 日から同年 2 月 21 日まで
⑥ 昭和 53 年 4 月 8 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 9 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで A 県の臨時採用の教諭として、断続的にいくつかの学校に勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会から提出された勤務記録カードにより、申立人が申立期間①、②、③及び⑥において、A 県内の学校で臨時的任用職員として、また、申立期間④及び⑤において非常勤講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 県教育委員会教育長による昭和 63 年 4 月 1 日付け通知「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて」により、臨時的任用職員の健康保険及び厚生年金保険の適用は、同日から実施されており、申立期間においては、社会保険に加入させていなかったことが確認できる。

また、申立てに係る各学校の教職員の給与等の管理業務を行っている A 県教育委員会 B 局 C 教育事務所は、臨時的任用職員として採用された職員に対し、同教育委員会として社会保険への加入を義務付けたのは昭和 63 年 4 月以降であり、非常勤講師については、現在も社会保険に加入させていない旨を回答している。

さらに、A県D給与事務所は、昭和54年4月1日から55年4月1日までの期間及び59年9月1日から61年4月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっているが、いずれの期間も同事務所に直接雇用された臨時の事務職員であった1名のみが被保険者となっており、臨時的任用職員及び非常勤講師であった者の加入は無い。

加えて、A県教育委員会C事務所は、申立期間に係る給与関係の書類を保管していない上、申立人も給与明細書等の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月から34年12月まで
私は、昭和32年6月から34年12月までA社に勤務し、B業務に従事していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び申立人のA社における具体的な供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同時期にA社に勤務したとしている同僚3名に聴取したところ、そのうち1名は、厚生年金保険の被保険者期間と勤務期間に相違があると述べており、1名は、申立期間当時は正規職員ではなく、厚生年金保険に加入していなかったと述べていることから、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、上記の同僚2名は、「当時、A社が行っていたB業務は、業務が少なくなり、申立人はほかの会社へ一時的にアルバイトに行くことがしばしばあったことから、親方（事業主）は申立人を厚生年金保険へ加入させなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は平成8年6月に解散しており、申立期間当時の事業主、経理担当者及び社会保険の担当者は既に死亡しており、申立人の同社にお

ける勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社を平成元年 5 月 31 日に退職し、B社に同年 6 月 1 日に入社、同日付けで厚生年金保険に加入した。しかし、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 5 月 30 日となっており、1 か月間の未加入期間が生じている。同社の資格喪失日が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職したのは平成元年 5 月 31 日であったと主張しているが、雇用保険の記録における申立人の同社での離職日は平成元年 5 月 29 日となっており、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

また、A社において、月末に資格を喪失している社員は、「自身は、退職日の翌日が資格喪失日となっており、同社の手続に間違いはなかった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、A社から給与計算及び社会保険手続業務を委託されていたB社の担当者は、「当時のA社に係る給与計算書等は、保存期間が経過したため保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 2 日から 34 年 5 月 5 日まで
平成 20 年 4 月に届いたねんきん特別便で、A社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであるということを知った。
私は、当時脱退手当金制度を知らなかったし、A社は転職のために退職し、まだまだ働かなければならない状況であったことから、厚生年金保険を脱退することは考えられない。
脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前5ページ及び後11ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年5月5日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている41名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、33名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち27名は資格喪失日から5か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月まで
昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月まで厚生年金保険の加入記録が欠落している。A社B室で面接を受け、同社C営業所で内勤事務をしていたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時、A社C営業所に勤務していた者に照会したものの、申立期間における申立人の勤務状況に関する具体的な証言が得られないため、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、A社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社C営業所及びその上部組織である同社B室に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、大学卒業後の昭和 56 年 5 月から、A 市立小学校の臨時的任用職員又は非常勤職員として、58 年 3 月まで断続的に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市教育委員会から提出された在職証明書及び同市立小学校から提出された勤務記録カードにより、申立人が申立期間において、同市立小学校の臨時的任用職員及び非常勤講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 県教育委員会教育長による昭和 63 年 4 月 1 日付け通知「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて」により、臨時的任用職員の健康保険及び厚生年金保険の適用は、同日から実施されており、申立期間においては、適用されていなかったことが確認できる。

また、A 市教育委員会では、非常勤講師は時給制で働くアルバイト的な性格であり、原則 2 か月を超えない期間の任用であるため、現在も社会保険の適用から除外されており、申立期間においても、厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

さらに、A 市教育委員会の臨時的任用職員が厚生年金保険の被保険者となる場合、B 県 C 所(昭和 54 年 4 月 1 日に新規適用)において被保険者資格を取得することとなるが、同所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者は 1 名であり、同

者は、同市教育委員会において給与支給事務に従事する者であり、教員ではなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 17 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 3 月 26 日から 34 年 2 月 2 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、私の船員保険被保険者としての記録は、申立期間①については、船舶Aにおいて昭和 32 年 8 月 17 日に資格喪失となっているが、私は機関員として同年 11 月 30 日まで乗船していた。

また、申立期間②については、船舶Bにおいて昭和 34 年 2 月 2 日に資格取得となっているが、33 年 3 月 26 日から機関員として乗船していた。

いずれの期間についても、機関員である同僚と一緒に乗船しており、その同僚に船員保険の記録があるのに、私に無いのはおかしい。

これら申立期間を、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において船員保険の被保険者記録がある同僚を挙げ、自分も当該同僚と同じ期間、同じ船に乗っていたと主張している。

しかしながら、申立人は、乗船期間を確認できる船員手帳等の資料を所持していない上、当該同僚によると、「申立人と一緒に乗船していた時期があるのは確かだが、申立人がこれら申立期間について一緒に乗船していたかどうかは覚えていない。」と供述している。

また、申立人及び当該同僚は、「船舶A及び船舶B共に、一航海は5か月間から6か月間であり、航海ごとに乗組員の入れ替えがあった。」と証言しているところ、申立期間当時における船舶Aに係る船員保険被保険者

名簿において、複数の者が申立人と同時期に資格を喪失しており、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿においては、複数の者が申立人と同時期に資格を取得していることが確認できる。

さらに、船舶Aの船主及び船舶Bの船主は既に死亡しており、申立人の乗船時期についての証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 7 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで A 社に勤務していたが、年金記録では未加入となっている。正社員として入社し、月給制で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「短期間勤務が予測されたので、申立人には厚生年金保険及び健康保険には加入しないことを説明し、本人は同意していた。申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出はしていない。申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人は「申立期間は国民健康保険に加入していたと思う。」と供述しているところ、B 市から、「申立人は、平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 3 月 2 日まで国民健康保険に加入していた。」との回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

平成 21 年 9 月に送付されてきた年金加入記録のお知らせには、A社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであると記録されていた。

私は、A社を退職した後に勤務したB社では、退職時に脱退手当金を1万3,000円ほど受給したことは記憶しているが、A社に勤務した期間の分については脱退手当金を受け取ってはならず、B社で受給した時にもA社分が含まれているなどとは一切聞いていない。

A社に勤務していた期間の脱退手当金は受給していないので、調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 41 年 12 月 7 日が支給決定日である脱退手当金を受給したことを認めているところ、脱退手当金の支給額は、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎としており、申立人が受給した脱退手当金も、申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されている上、申立人が勤務したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金の支給額と申立人の主張する脱退手当金の受給額とは相違しており、仮に、B社の被保険者期間のみを計算の基礎とした場合の脱退手当金の支給額とも相違している上、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から27年4月1日まで
厚生省（当時）管轄のA事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の同僚の名前を記憶しており身分証明書も所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省の「勤務記録カード」の記録から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年1月20日であり、申立期間当時、同事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、国家公務員共済組合連合会の回答により、申立人の申立期間は厚生省における共済組合員期間であり、申立人は、当該期間に係る退職一時金を受給していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚についてもA事業所における厚生年金保険被保険者としての年金記録が確認できない上、連絡先が不明であることから、供述を得ることができない。

加えて、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 30 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 1 月 10 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 10 日まで
④ 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 10 日まで

A 社、B 社及び C 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答だった。脱退手当金の支給手続を行った覚えは無いし、受け取った覚えも無いので、申立期間の記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、C 社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、「回答済 38. 4. 10」の押印が確認できることから、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答していることがうかがわれる。

また、申立人の脱退手当金は、一つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間のすべての月数を基礎として、A 社における被保険者資格の喪失日から約 3 か月後に支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 8 月 18 日まで

私は、本給 20 万円の事務担当者ということで、A病院と雇用契約を結び、平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 8 月 17 日まで勤務した。通勤手当は毎月 5,000 円程度あり、残業代を含めて毎月の給与総額は 22 万円から 23 万円程度あったのに、標準報酬月額が 15 万円と記録されているのは間違っていると思うので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書において、平成 10 年 4 月における申立人の標準報酬月額は 15 万円であることが確認できる。

また、A病院が加入しているB健康保険組合が保管する被保険者台帳において、資格取得時の標準報酬月額及び平成 10 年 10 月 1 日の申立人の標準報酬月額算定額はいずれも 15 万円であることが確認できる。

さらに、申立人が提出した平成 11 年分の源泉徴収票において、給与総支給額及び社会保険料等控除額から厚生年金保険料等を算出したところ、標準報酬月額は 15 万円であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 20 日から 49 年 3 月 1 日まで
私の厚生年金保険の記録では、A社での被保険者資格取得日は、昭和 49 年 3 月 1 日になっているが、私は、48 年 10 月 20 日から勤務していた。

私は、営業職としてA社に入社し、最初は見習社員、昭和 49 年 2 月 1 日に特別社員、同年 3 月 1 日には外務社員に昇格したと記憶している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の社員名簿における入社年月日は、昭和 48 年 10 月 20 日となっており、申立人が申立期間に同社B支店C営業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の社員名簿における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 49 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、当時の複数の同僚が、「入社後3か月間は見習社員であり、その後、特別社員となった。特別社員になった後は、営業成績によって外務社員へと昇格した。正社員扱いとなるのは、外務社員になってからである。」と証言しているところ、当該同僚に入社年月日を照会し、オンライン記録と比較したところ、それぞれ入社日から3か月ないし6か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の同僚のうち1名は、「外務社員になる前は、保険料を控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 26 日から 45 年 8 月 24 日まで
私は、申立期間にA社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が抜けているので、調査し、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 38 年 9 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となり、42 年 3 月 7 日に適用事業所ではなくなった後、51 年 8 月 2 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、元事業主の妻は、「申立期間においては、A社は社会保険の適用事業所となっていなかったため、保険料の控除も行っていなかった。」と述べている。

このほか、元事業主は既に死亡しており、上記の同僚は申立期間当時の保険料の控除については記憶に無いと述べており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 49 年 1 月から 52 年 6 月までの期間、A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社は、「当社は、昭和 62 年に厚生年金保険の適用事業所となった。申立期間は適用事業所となっていなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、昭和 62 年 12 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が 9 名確認できるところ、そのうちの 1 名は、「昭和 47 年から 49 年までの期間及び 58 年から平成 20 年までの期間に A 社で勤務していた。昭和 62 年以前は、会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。会社からは国民年金に加入するように言われていた。」と供述している。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月ごろから 34 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録には無いが、私は、昭和 32 年 2 月ごろから 34 年 4 月末まで、A社でB作業に携わった。同社の従業員は提出した写真のとおり 30 名ぐらいであった。社長の名前も記憶しているので、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、申立人が記憶している申立期間当時の所在地及び事業主名が同社の商業登記簿謄本の記載と一致することから、時期は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、事業主の連絡先も不明であることから、人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

さらに、申立人の記憶する同僚は、連絡先が不明であり、供述を得ることができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 39 年 7 月まで
私は、申立期間はA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が前年と同額なのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「標準報酬月額が前年と同額なのはおかしい。」として、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、標準報酬月額が前年と同額である被保険者が複数確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立期間当時に、特別に事情があったかどうかは覚えていないが、残業等により給料が増減するのは不自然ではない。」と証言している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 37 年 10 月 1 日及び 38 年 10 月 1 日の標準報酬月額は、いずれも 1 万 4,000 円と記録されており、訂正等の不自然な事務処理は確認できない。

加えて、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、A社のほかの同僚と比較して低額であるなどの事情も見受けられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3016 (事案 466 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認める事はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月22日から30年8月20日まで
私は、昭和30年8月20日にA社を退職後、すぐにB市に転居したが、私の同市の住所は誰にも知らせておらず、脱退手当金を受け取ることはできなかつたはずなので、再度調査をしてほしい。また、退職金も受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に脱退手当金の受給資格を取得している同僚の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給している者の大部分が資格喪失日から約3か月以内に支給決定されており、事業主も「当時、脱退手当金は従業員に代わって代理請求手続を行っていたと思われる。脱退手当金は現金で支給していたと思われる。」と回答しているほか、同僚も「脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれて受給した。」と回答していること、申立人に係る厚生年金被保険者台帳に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料を提出することなく、「A社を退職後の転住先の住所については、誰にも知らせていなかったのので、脱退手当金を受給できるはずがない。」との初回申立てと同様の主張をしており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。